

熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県間伐等森林整備促進対策事業（以下「事業」という。）の実施に関し、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）並びに関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は、森林資源の質的充実と公益的機能の維持増進のため間伐等を推進し、併せて木材の安定供給体制を確立して地域材の競争力を強化することを目的とする。

(事業の内容等)

第3条 事業内容、補助対象経費、補助率、事業実施主体及び採択基準等は、別表1のとおりとする。

- 2 林業専用道（規格相当）の本体工事に係る実行経費の算定は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準及び熊本県森林土木工事積算基準書に準じるものとする。
- 3 林業専用道（規格相当）の調査設計及び施工管理は、熊本県森林土木設計等業務共通仕様書及び熊本県森林土木工事共通仕様書等に準じるものとする。
- 4 林業専用道（規格相当）及び森林作業道整備（間伐材の生産の関連条件整

備活動等として行う場合を含む) の工事雑費及び事務雑費は、別添 1 のとおりとする。

5 この事業における人件費の算定方法は、別添 2 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。

(事業実概要書の提出)

第4条 事業実施主体は、事業計画概要書(別記第1号様式)を作成し、別表2に掲げる資料を添付のうえ、前年度の9月末日までに所管する広域本部(地域振興局)長(熊本市にあっては農林水産部長。以下「本部長等」という。)を経由して知事に提出するものとする。

(事業実施計画の承認申請)

第5条 事業実施主体は、要項第3条に基づき事業実施計画承認申請書に事業実施計画書(別記第2号様式)を添えて、本部長等を経由して知事に提出するものとする。

2 要項第5条に基づく事業実施計画の変更については、前項の規定を準用し、変更理由書(任意様式)を添付のうえ、提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 事業実施主体は、規則第3条及び要項第6条に基づく補助金の交付申請をするときは、本部長等を経由して知事に提出するものとする。

2 補助金の交付申請書の添付書類は、別表2のとおりとする。

3 要項第8条の変更申請書に添付する書類は、第1項及び第2項を準用し、変更理由書(任意様式)を添付のうえ、提出するものとする。

(事業の着手等)

第7条 事業実施主体は、原則として補助金の交付決定後に事業に着手するものとし、着手したときは要項第11条に基づく工事着手報告書を、本部長等に提出するものとする。

2 事業実施主体は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、要項第9条に基づき補助金交付決定前着手承認申請書(別記第5号様式)を、本部長等を経由して知事に提出し、承認を受けなければならない。

3 林業専用道(規格相当)整備を行う事業実施主体は、事業に着手した後、月ごとの進捗状況報告(別記第6号様式)を翌月5日までに本部長等に提出するものとする。

4 林業専用道(規格相当)整備を行う事業実施主体は、本体工事に着手する

前に、着工協議書（別記第7号様式）に設計図書の写しと林業専用道チェックリスト（別記第7号様式の1）を添えて、本部長等に協議するものとする。

5 本部長等は、前項の協議があったときは、規格構造及び設計積算の内容を審査し、適正と認められるときは着工承認通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

（完了届）

第8条 事業実施主体は、事業が完了したときは、林業専用道（規格相当）整備を除く事業種目にあっては、速やかに事業完了届（別記第22号様式）に次の各号の書類を添えて、本部長等に提出するものとする。

- （1）事業完了総括表（別記第9号様式）
- （2）事業精算書（別記第3号様式）
- （3）着手前、完了後の写真
- （4）「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」（別記第23号様式の1）又は「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」（別記第23号様式の2）

2 事業実施主体は、林業専用道（規格相当）整備を含む事業が完了したときは、要項第11条に基づく工事完成報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、本部長等に提出するものとする。

- （1）事業完了総括表（別記第9号様式）
- （2）事業精算書（別記第3号様式）
- （3）林業専用道（規格相当）整備に係る最終実施設計書の写し
- （4）林業専用道（規格相当）整備に係る契約書の写し
- （5）着手前、完了後の写真
- （6）「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」（別記第23号様式の1）又は「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」（別記第23号様式の2）

（県のしゅん工検査及び中間検査）

第9条 本部長等は、前条第1項の事業完了届出及び同条第2項の事業完成報告書又は中間検査依頼書（別記第10号様式）の提出があった場合には、林業専用道（規格相当）整備を除く事業種目にあっては熊本県造林事業等しゅん工検査要領に基づきしゅん工検査又は中間検査を行うものとする。

ただし、間伐材の生産に係る現地検査にあっては、同検査要領第5条第3項（1）に定める申請単位数に応じた検査団地の抽出を要さず、市町村ごとに10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出のうえ、行うものとす

る。

また、復命は次の各号に掲げる書類によるものとする。

- (1) しゅん工（中間）検査復命書（別記第11様式）
 - (2) しゅん工（中間）検査調書（別記第12号様式）
 - (3) しゅん工（中間）検査野帳（別記第13号様式）
 - (4) 検査写真
- 2 本部長等は、林業専用道（規格相当）整備にあっては、熊本県補助工事等確認検査規程及び熊本県農林水産部所管補助工事等検査規程取扱要領に基づきしゅん工検査又は中間検査を行うものとする。
- 3 本部長等は、しゅん工検査又は中間検査が終了したときは、検査復命書及び検査調書の写しを速やかに農林水産部長に提出するものとする。

（実績報告）

第10条 要項第13条の実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げる書類を添えて、本部長等を経由して知事に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（別記第14号様式）
 - (2) 収支精算書（要項別記第4号様式）
- 2 本部長等は、前項の実績報告書の提出があったときは、第8条第1項の2の事業精算書（別記第3号様式）を添えるものとする。

（補助金の前金払、概算払請求）

第11条 事業実施主体は、要項第15条に基づき補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、補助金等概算払（又は前金払）請求書を、本部長等を経由して知事に提出するものとする。

- 2 本部長等は、前項の補助金等概算払（又は前金払）請求書の提出があったときは、内容を審査し、出来高調書（別記第15号様式。林務課長又は林務担当班長が内容を証明したもの。）を添えるものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 要項第17条第1項の財産の処分を制限する期間は、事業の完了の翌年度の初日から起算して5年間とする。

（事業完了後の施設の管理）

第13条 事業によって取得し、又は効用の増加した施設等（以下「施設」という。）は、常に良好な状態で管理するとともに、その設置目的に沿って使用し、その効率的な運用を図るものとする。

- 2 施設の管理は、原則として事業実施主体が行う。ただし、事業実施主体が直接管理することが不適当な場合には、その施設の設置目的の達成に適した団体（以下「管理主体」という。）にこれを管理させることができる。また、事業実施主体が普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者を管理主体にできる。これらの場合、事業実施主体はその旨を知事に届け出て、その指示を受けるものとする。
- 3 事業実施主体又は管理主体は、施設の状況を明確に管理するため、施設財産の種類、所在、構造、価格、得喪変更の年月日等を記載した財産台帳を、次の各号により作成し、備えるものとする。
- （1）事業種目ごとに次に掲げる様式により作成するものとする。
- ア 間伐材の生産（事業精算書（別記第3号様式の1及び4）と兼ねるものとする。）
 - イ 林業専用道（規格相当）（別記第16号様式）
 - ウ 関連条件整備活動及び路網整備の森林作業道については、熊本県森林作業道実施基準第8の1の（1）により作成する作業道台帳
- （2）財産台帳を正副3部作成し、1部を事業実施主体又は管理主体が備えるとともに、1部を広域本部等へ、もう1部を施設が所在する市町村に送付するものとする。
- 4 市町村は、財産台帳の送付があった場合には、台帳に記載された施設を市町村森林整備計画に反映させるなど、施設が活用されるよう広く情報提供に努めるものとする。
- 5 知事は、事業実施主体又は管理主体に対して施設の管理状況に関する情報の提示を求め、または立入り等により確認をすることができる。
- 6 事業実施主体又は管理主体は、施設ごとに管理規程又は利用規程を定めて適正に管理するとともに、施設を永続的に活用できるよう施設の更新に必要な資金（減価償却引当金）の積立てに努めるものとする。この場合において、当該施設の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項を必要に応じて規定するものとする。
- ア 目的
 - イ 施設の種類、構造、規模、形式、数量
 - ウ 施設の所在
 - エ 管理責任者
 - オ 利用者の範囲
 - カ 利用方法に関する事項
 - キ 使用料に関する事項
 - ク 施設の償却に関する事項

- 7 事業実施主体又は管理主体は、施設の導入年度等を明らかにするため、施設の内容に応じ、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に標示するものとする。
- (1) 林業専用道（規格相当）又は森林作業道にあっては、事業名、路線名（起點を記入する。）、着工年度、事業実施主体等
- (2) その他の施設にあっては、事業名、施設名、導入年度、事業実施主体等
- 8 施設の移転又は主要機能の変更を伴う増築、改築、模様替え等をしようとするときは、事業実施主体又は管理主体（当該施設の譲渡を受けた管理主体に限る。以下同じ。）は市町村長に協議し、協議を受けた市町村長は協議書（別記第17号様式）を局長等に提出し、指示を受けるものとする。
- ただし、機械施設等で定められた耐用年数を過ぎている場合はこの限りでない。
- 9 事業実施主体又は管理主体は、施設の処分をしようとするときは、その旨を市町村長に協議し、協議を受けた市町村長は、その処分が制限期間以内である場合には、別記様式第18号により知事に申請して承認を得るものとし、それ以外の処分のときは、別記様式第19号により知事に届け出るものとする。
- 10 施設が天災その他の災害を受けたときは、事業実施主体又は管理主体は遅延なく、その旨を市町村長に届け出るものとする。
- 11 市町村長は、前項の届出があった場合は、施設の所在、事業種目、滅失又はき損の原因、被災程度、損害見積価格、復旧見込額及び事業実施主体において講じた暫定措置並びに防災・復旧措置等について調査確認し、別記第20号様式に調査意見及び被災写真等を付して、知事に報告するものとする。

附則

この要領は、平成19年10月1日から適用する。

附則

この要領は、平成21年3月3日から適用する。

附則

この要領は、平成21年4月10日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附則

この要領は、平成21年7月10日から適用する。

附則

この要領は、平成21年10月8日から適用する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成22年12月17日から適用する。

附則

この要領は、平成23年12月16日から適用する。

附則

この要領は、平成24年6月20日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附則

この要領は、平成25年6月4日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附則

この要領は、平成26年3月7日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附則

この要領は、平成27年3月2日から施行し、平成26年度2月補正予算事業から適用する。

熊本県間伐等森林整備促進対策事業交付金事務取扱要領（平成17年12月16日制定）は廃止する。

附則

この要領は、平成27年12月28日から適用する。

附則

この要領は、平成28年7月11日から施行する。

平成26年度補正熊本県間伐等森林整備促進対策事業（林業専用道整備）実施要領（平成27年2月25日施行）は廃止する。

附則

この要領は、平成29年5月30日から施行する。

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月8日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月23日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月6日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月11日から施行する。

附則

この要領は、令和4年5月30日から施行する。

附則

この要領は、令和5年6月2日から施行する。

附則

この要領は、令和6年3月22日から施行する。

附則

この要領は、令和6年9月24日から施行する。

附則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

別添 1

路網整備に係る工事雑費及び事務雑費の額は、次のとおりとする。

- 1 工事雑費は、事業実施のための現場事務所等において直接必要となる次表に掲げる経費とする。

区分	内 容
賃金	日々雇用者賃金（雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。）
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

- 2 事務雑費は、事業実施に直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区分	内 容
人件費	森林整備・林業等振興整備交付金による事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条第 1 項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。
旅費	普通旅費、日額旅費
賃金	日々雇用者賃金（雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。）
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

- 3 工事雑費及び事務雑費の額については、次のとおりとする。

(1) 林業専用道（規格相当）整備

次表により路線ごとにその事業費を区分し、それぞれの区分に対応する率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

都道府県以外の者が事業実施主体の場合（工事雑費・事務雑費併せて）

3,000 万円までの額		1,000 分の 80
3,000 万円を超え	5,000 万円までの額	1,000 分の 65
5,000 万円を超え	1 億円までの額	1,000 分の 45
1 億円を超え	3 億円までの額	1,000 分の 35
3 億円を超え	5 億円までの額	1,000 分の 20
5 億円を超え	10 億円までの額	1,000 分の 10
10 億円を超える額		1,000 分の 5

(2) 森林作業道整備

工事雑費及び事務雑費の額は、事業費に 1,000 分の 45 を乗じて得た額の範囲内とする。

補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について

補助事業等に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している補助事業等を除き、以下の方法によることとする。

1. 補助事業等に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費が補助対象として認められている補助事業等における、補助事業等に要する人件費とは、補助事業等に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料、諸手当、賞与及び法定福利費をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\boxed{\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}}$$

※ 1 時間単価

時間単価については、2に示す実績単価による算定方法により、事業従事者ごとに算出する。また、時間単価は交付決定時に算出するものとし、原則として補助金等の額の確定時に変更することはできない。

ただし、以下に掲げる場合は、補助金等の額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された場合等）
- ・交付先における出向者の人件費の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下「管理者等」という。）が当該補助事業等に従事した時間外労働の実績があった場合

※ 2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該補助事業等に従事した実績時間のみを計上する。

② 管理者等

管理者等については、原則として、直接作業時間数の算定に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該補助事業等のためやむを得ず時間外も業務を要するこ

ととなった場合は、直接作業時間数に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることができる。

(2) 事業従事者が一の補助事業等だけに従事することが雇用契約書等により明らかな場合は、当該事業従事者の人件費については、(1)によらず次のいずれかの計算式により算定することができる。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (1\text{月に満たない従事期間は、日割り計算による。})$$

2. 実績単価による算定方法

補助事業等に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法により算定する（円未満は切り捨て）。

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法
原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

- ・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、前年支給実績を用いるものとする。ただし、中途採用、雇用形態の変更等により前年支給実績による算定が困難又は不適当な場合は、別途交付先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。
- ・年間総支給額は、給料（基本給等）、諸手当（管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当、期末手当等）及び賞与のうち、補助対象経費とされているものの年間合計額とし、時間外手当及び福利厚生面で補助として支給されているもの（食事手当等）は除外する（以下同じ。）。
- ・年間法定福利費は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分のうち、補助対象経費のみを対象とする（以下同じ。）。
- ・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法
出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{交付先が負担する（した）（年間総支給額+年間法定福利費）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、交付先が負担した額しか計上できないことに注意する。

○管理者等の時間単価の算定方法

管理者等の時間単価は、原則として（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該補助事業等に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を補助金等の額の確定時に適用する。

（1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額+年間法定福利費）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

（2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額+年間法定福利費）}}{\text{年間実総労働時間}}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該補助事業等及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計

3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

事業実施期間中の作業時間が記録された業務日誌を整備し、その作成に当たっては、当該補助事業等以外の業務との重複がないことについて確認できるようにする。

【業務日誌の記載例】

(4月)		所属	○○○部 ××課		役職	○○○○		氏名		時間外手当支給対象者か否か												業務時間及び業務内容									
時 日			0	…	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24										
1										A			B											A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ							
2										A			A		C									A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備							
3										D		B	A																		
4													A											A(9.5h)○○調査現地調査							
5										A			D											A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業							
.																															
30																															
31																															
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ 午												A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業				合計		A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)													

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備する（当該補助事業等の従事時間と他の補助事業等及び自主事業等の従事時間との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業従事者本人が原則として毎日記載する（数日分まとめての記載や、他の者による記載等、事実と異なる記載がなされないよう適切に管理する。）。
- ③ 当該補助事業等に従事した実績時間を記載する。なお、所定時間外労働（残業、休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・補助事業等の実施に当たり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・補助事業等の実施に当たり、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合（ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。）
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外する。
- ⑤ 当該補助事業等における具体的な従事内容が分かるように記載する。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該補助事業等のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該補助事業等以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該補助事業等の従事状況を確認できるように区分して記載する。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

別表1

メニュー		事業種目	補助対象経費	補助率	事業実施主体	採択基準
国 際 競 争 力 ・ 木 材 供 給 基 盤 強 化 対 策 等 事 業	1 間伐材生産	(1) 間伐材の生産	不用木の除去（侵入竹含む） 不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。） 支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、積込、その他の付帯施設整備（林内作業場、土場、資器材置場、一時的に使用する作業路・集材路の整備、作業上必要な灌木や枝葉の除去等）に要する経費	定額	都道府県、市町村、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）及び効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の持続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方方に則って知事が選定した林業経営体（以下、熊本県版育成経営体）	(1) 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領第3の規定に基づき作成された体质強化・花粉削減計画（以下「花粉削減計画」という。）の参画事業体が実施するものであること (2) 原則として、森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとする。ただし、森林経営計画が作成されていない森林であっても、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合は事業を実施することができる。 ア 本事業を実施する森林が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林法施行規則第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、本事業を実施する森林と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成できない場合を除く。）、又は本事業を実施する森林が存する同号口に定める区域内に林班計画若しくは同号口に基づく森林経営計画が作成されている場合は、事業完了後の実績報告時に当該森林が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該森林を森林経営計画の対象森林とすることを確認できるもの。 イ 前項アに該当しない場合は、事業完了後に当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。なお、本事業の交付申請後、事業完了までの間にアに掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、アと同様の取扱いとする。 なお、上記ア及びイの取扱いについては、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」の1の(10)のイの規定の取扱い及び森林経営計画の作成の推進について」（平成25年9月4日付け25林整計第499号林野庁森林整備部計画課長・整備課長連名通知）を準用する。
			①対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等 森林施業に着手する上で直接必要となる経費	定額		
			②一體的に整備する森林作業道 間伐材の生産と一體的に実施する森林作業道の整備に要する経費	定額		
			③鳥獣害防止施設の整備 間伐材の生産と一體的に実施する鳥獣害防止施設の整備に要する経費	定額	(3) 1 施行地が 0.1ha 以上であること。なお、1 施行地とは原則として接続する区域とする。	

別表1

メニュー	事業種目	補助対象経費	補助率	事業実施主体	採択基準
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業					<p>(4) 全ての施行地で搬出を行うこと。また、事業実施面積の過半から搬出すること。</p> <p>(5) 不良木の淘汰については、育成しようとする樹木の立木本数の 20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から 20%未満とすることが適切であると判断される場合は 10%）以上伐採すること。</p> <p>(6) 伐採率については、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法（要間伐森林の間伐にあっては要間伐森林の間伐の方法を含む。）に留意して伐採を行うものとする。また、森林經營計画で実施すべきとされている施業の方法に即して実施するものとする。</p> <p>(7) 対象森林は、過去 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していない場合に限る。ただし、(5) の規定（他の国庫補助事業の場合は(5) と同様の規定）により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を 20%未満とすることが適切であると判断され、10%以上 20%未満の伐採が行われた施行地については、その実施から 5 年を経過していなくても実施することができる。</p> <p>また、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合であって、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認められる場合においては、過去 5 年以内に間伐等が実施された森林であっても実施することができる。</p> <p>(8) 一体的に整備する森林作業道は、熊本県森林作業道作設作設指針（平成 23 年 9 月 26 日付け林振第 621 号農林水産部長通知）の基準を満たすものであること。</p>

別表1

メニュー	事業種目	補助対象経費	補助率	事業実施主体	採択基準
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	(1) 林業専用道(規格相当)整備	①林業専用道(規格相当)整備	定額	都道府県、市町村、森林整備法人等及び熊本県版育成経営体	(1) 花粉削減計画の参画事業体が実施するものであること。 (2) 花粉削減計画のうちの原木安定供給計画で定められた間伐材生産目標の達成に資するものであること。 (3) 熊本県林業専用道作設指針(令和4年(2022年)3月31日付け林振第29号-2林業振興課長通知)の基準を満たすこと。 (4) 建設事業体(建設業法(昭和24年法律第100号)の許可を受けた建設業者)等の参入機会を設ける観点から、本体工事及び調査設計については外部に発注すること。 (5) 路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について(平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知)に定める生産基盤強化区域(以下「生産基盤強化区域」という。)において行われるものであり、かつ、熊本県版育成経営体による間伐等が計画されていること。 (6) 林業専用道(規格相当)整備(施設一体型)については、日EU・EPA対策として土場と一体的に整備される施設及びこれらの施設と木材安定取引協定等を締結する施設からおおむね50kmの範囲内において、次に定める土場等を一体的に整備するものであること。
		②林業専用道(規格相当)整備(施設一体型)	定額		① 土場の用地に係る面積は、1箇所あたり200m ² 以上とする。この場合、設置箇所の地形、林業専用道(規格相当)開設の工程及び路網の配置、使用する林業機械(高性能林業機械を含む。以下同じ。)を考慮するものとする。 ② 土場の設置間隔は、採用する作業システム、林業機械の組合せ及び規模を考慮して決定するものとする。この場合、目安は次によることとする。 ア 車両系システムによる場合は、300m~600m イ 架線系システムによる場合は、30m~50m
		③関連条件整備活動 ①又は②と一体的に実施する対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け	定額		

別表1

メニュー	事業種目	補助対象経費	補助率	事業実施主体	採択基準
国 際 競 争 力 ・ 木 材 供 給 基 盤 強 化 対 策 等 事 業	(2) 森林作業道整備	①森林作業道整備	定額	都道府県、市町村、森林整備法人等及び熊本県版育成経営体	③ 取付道路については、原則として延長 200m 以内とするほか、車道幅員は、作業システムを考慮して決定するものとする。 ④ 作業用地及び取付道路の設置箇所が道路法に規定する道路に接して設置することとなる場合は、道路交通法 24 条の協議を行うものとする。
		②関連条件整備活動 ①と一体的に実施する対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け	定額		(1) 花粉削減計画の参画事業体が実施するものであること。 (2) 花粉削減計画のうちの原木安定供給計画で定められた原木生産目標の達成に資することとし、間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設する場合であること。ただし、事業を効率的に実施するために必要な場合は、一体的に実施する間伐等の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。なお、この場合の「一定期間」は 2 年（当該森林作業道を利用して実施する間伐等が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内）とする。 (3) 熊本県森林作業道作設指針（平成 23 年 9 月 26 日付け林振第 621 号農林水産部長通知）の基準を満たすものであること。 (4) 生産基盤強化区域において行われるものであり、かつ、熊本県版育成経営体による間伐等が計画されていること。

別表1

メニュー		事業種目	補助対象経費	補助率	事業実施主体	採択基準
花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策事業	1 路網整備	(1) 林業専用道(規格相当) 整備	①林業専用道(規格相当) 整備	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	(1)～(6) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業の2路網整備の(1)林業専用道(規格相当) 整備に同じ。 (8) スギ人工林伐採重点区域において行われるものであり、かつ、熊本県版育成経営体による間伐等が計画されていること。
			②林業専用道(規格相当) 整備(施設一体型)	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ		
			③関連条件整備活動 ①又は②と一体的に実施する対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ		
		(2) 森林作業道整備	①森林作業道整備	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	(1)～(3) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業の2路網整備の(2)森林作業道整備に同じ。
			②関連条件整備活動 ①と一体的に実施する対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ		(4) スギ人工林伐採重点区域において行われるものであり、かつ、熊本県版育成経営体による間伐等が計画されていること。

別表1

メニュー		事業種目	補助対象経費	補助率	事業実施主体	採択基準
林業・木材産業循環成長対策事業	1 間伐材生産	(1) 間伐材の生産	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	(1) 林業・木材産業循環成長対策等交付金実施要項第2の1の規定に基づき作成された事業構想（以下「事業構想」という。）の参画事業体が実施するものであること。 (2)～(4) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業の1の間伐材生産に同じ。 (5) 生産基盤強化区域又は市町村森林整備計画に定める特に効率的な施業が可能な森林の区域（以下「効率的施業区域」という。）において行われるものであること。 (6)～(8) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業の1の間伐材生産に同じ。 (9) 協定等により、事業構想に記載された木材需要者等に原木の安定供給が可能であるもの。
		(2) 関連条件整備活動	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ		

別表1

メニュー		事業種目	補助対象経費	補助率	事業実施主体	採択基準
林業・木材産業循環成長対策事業	2 路網整備	(1) 林業専用道(規格相当) 整備	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	(1) 事業構想の参画事業体が実施するものであること。 (2) 事業構想で定められた原木生産目標の達成に資するものであること。 (3) ~ (4) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業の2路網整備の(1)林業専用道(規格相当)整備に同じ。 (5) 生産基盤強化区域又は効率的施業区域に全部又は一部が含まれる路線において行われるものであり、かつ、熊本県版育成経営体による間伐等が計画されていること。
		(2) 森林作業道整備	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業に同じ		(1) 事業構想の参画事業体が実施するものであること。 (2) 事業構想で定められた原木生産目標の達成に資するものであることとし、間伐等を実施する箇所までの到達路網を作設する場合であること。ただし、事業を効率的に実施するために必要な場合は、一体的に実施する間伐等の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。なお、この場合の「一定期間」は2年（当該森林作業道を利用して実施する間伐等が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内）とする。
		(3) 関連条件整備活動 ((1) 又は (2) と一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取り付け)	林業専用道(規格相当)整備及び森林作業道整備に着手する上で直接必要となる経費	定額		(3) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業の2路網整備の(2)森林作業道整備に同じ。 (4) 生産基盤強化区域又は効率的施業区域に全部又は一部が含まれる路線において行われるものであり、かつ、熊本県版育成経営体による間伐等が計画されていること。

別表2 添付書類一覧表

書類一覧 (様式)	事項	事業計画概要書【第4条関係】		事業実施計画【第5条関係】		補助金交付申請【第6条関係】	
		事業実施主体 →広域本部長	広域本部長 →農林水産部長	事業実施主体 →広域本部長	広域本部長 →農林水産部長	事業実施主体 →広域本部長	広域本部長 →農林水産部長
事業実施総括表	別記第2号様式	○	○	○	○	○	○
事業計画書	別記第3号様式					○	○
施行箇所総括位置図						○	
施業箇所位置図						○	
路網整備線形図						○	
間伐材の取引に係る協定書の写し						○	○
路網整備における森林整備計画表	別記第4号様式					○	○
費用対効果分析結果				○	○		
収支予算書	要項別記第4号様式					○	○
誓約書	別記第21号様式					○	○
農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】【事業者向け】）チェックシート						○	○
「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）（その他民間事業者・自治体等向け）」	別記第23号様式の1 又は2					○	○

【留意事項】

- 1 施行箇所総括位置図は、縮尺5万分の1程度の地形図を用い、施行箇所に事業計画書の整理番号を記載したものとする。
- 2 施業箇所位置図は、間伐材の生産を行う時に添付し、森林計画図等縮尺5千分の1程度の地形図を用い、施行箇所を赤の実線で囲んだものとする。ただし、事業主体は交付申請書等への添付は要しないが、測量結果を整備するものとする。
- 3 路網整備線形図は、森林作業道整備（間伐材生産の関連条件整備活動等として行う場合を含む）及び林業専用道（規格相当）整備を行う時に添付し、森

林地形図等の地形図を用い、線形を赤の実線で記載し、起点及び終点を明示する。また、間伐区域及び実施年度を記入する。ただし、事業主体は交付申請書等への添付は要しないが、測量結果を整備するものとする。

- 4 費用対効果分析は、林野公共事業の費用便益分析プログラムを参考に算出するものとする。
- 5 事業実施主体は、上表に示す必要部数を添付するものとする。 (例) 補助金交付申請時の事業計画や収支予算書は2部、施業箇所総括位置図は1部
- 6 広域本部長とは広域本部（地域振興局）長を示し、熊本市内の事業実施主体にあっては、農林水産部長に提出するものとする。
- 7 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領第1の4の（2）及び合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について第2の3の規定に基づく「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】【事業者向け】）チェックシート」を記入のうえ、補助金交付申請に添付するものとする。ただし、過去1年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができるものとする。
- 8 事業実施主体は、別記第23号様式の1の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は別記第23号様式の2の「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入のうえ、補助金交付申請及び事業完了報告に添付するものとする。

別記第1号様式(第4条関係)

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所

(申請者)

氏名

年度間伐等森林整備促進対策事業計画概要書

このことについて、熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第4条の規定により、別添のとおり提出します。

間伐等森林整備促進対策事業実施計画書
(事業の内容及び経費の配分)
事業実施計画総括表

事業実施主体:

メニュー①	メニュー②	事業種目	施行市町村	事業量	事業費				予定事業期間	
					計	補助金額(国費)	市町村費	その他	着手予定期	完了予定期
									年月日	年月日
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	1 間伐材生産	(1)間伐材の生産	○○○	1.00ha	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				搬出間伐材積 うち対象施設への供給量	1,000 m ³					
				1.000 m ³						
				小計	1.00ha	3,000	1,000	1,000		
		(2)関連条件整備活動	①森林調査及び同意取付け	1.00ha	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				○○○	1.00ha					
				小計	1.00ha	3,000	1,000	1,000		
		②森林作業道整備	○○○	1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1m	3,000	1,000	1,000		
				○○○	1.00ha 1m	3,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
		③鳥獣害防止施設の整備	○○○	1.00ha 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1.00ha 1m	3,000	1,000	1,000		
				計		12,000	4,000	4,000		
2 路網整備	①林業専用道(規格相当)整備	①林業専用道(規格相当)整備	○○○	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000		
				○○○	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
		②林業専用道(規格相当)整備(施設一体型)	○○○	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000		
				○○○	1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
		③林業専用道(規格相当)整備(補強)	○○○	1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000		
				○○○	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
		④関連条件整備活動	○○○	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000		
				○○○	1路線 1m	3,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
	(2)森林作業道整備	①森林作業道整備	○○○	1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1m	3,000	1,000	1,000		
				○○○	1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
		②森林作業道整備(補強)	○○○	1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000		
				○○○	1路線 1m	3,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
		③関連条件整備活動	○○○	1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1m	3,000	1,000	1,000		
				○○○	計		21,000	7,000	7,000	
		合計				33,000	11,000	11,000	11,000	

注1 メニュー①の欄には、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業」、「花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策事業」、「林業・木材産業循環成長対策事業」の別を記入すること。

2 事業内容等の欄には、間伐材の生産、同意取付け及び鳥獣害防止施設はその面積を、林業専用道(規格相当)及び森林作業道は路線数と開設延長を、補強は路線数と箇所数を記入すること。

3 面積(ha)及び林業専用道の延長(m)は小数第2位、森林作業道の延長(m)及び鳥獣害防止施設の延長(m)は整数止め(小数点以下切捨て)、材積は小数第3位まで記入すること。なお、他の様式も同様とする。

4 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後を記入すること。

別記第2号様式の1(第4条、第5条、第6条関係)

路網整備の事業実施計画

広域本部等			事業実施主体			メニュー①			メニュー②			事業種目																		
整理番号	施行箇所	路線名	施設・体制・補強の別	全体計画									既往備量			当該年度			次年度以降					利用区域面積	開伐予定期面積	森林經營計画	管理主体	備考		
				事業量			事業費			単価			事業量			事業費			事業量			事業費								
				幅員 (市町村) (m)	延長 (m)	箇所数 (箇所)	計 (円)	補助金額 (円単位) (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	円/m ² 単価 (円)	延長 (m)	箇所数 (箇所)	計 (円)	補助金額 (円単位) (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	延長 (m)	箇所数 (箇所)	計 (円)	補助金額 (円単位) (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	円/m ² 単価 (円)						
1	○○○	○○○○	通常	3.0	500,000	-	1,000,000	500,000	500,000	2,000	200.00	-	400,000	200,000	200,000	200.00	200,000	2,000	100.00	-	200,000	100,000	100,000	10.00	10.00	○○○○				
						-						-																		
						-						-																		
						-						-																		
						-						-																		
						-						-																		
開設 計				500.00	-	1,000,000	500,000	500,000	200.00	-	400,000	200,000	200,000	200.00	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	100.00	-	200,000	100,000	100,000	10.00	10.00				
1	○○○	○○○○	補強	3.0	-	3	1,000,000	500,000	500,000	333,333	-	1	400,000	200,000	200,000	200,000	200,000	400,000	-	1	200,000	100,000	100,000	10.00	10.00	○○○○				
						-						-																		
						-						-																		
						-						-																		
						-						-																		
						-						-																		
補強 計				3	1,000,000	500,000	500,000	1	400,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1	200,000	100,000	100,000	10.00	10.00						
林業専用道(規格相当)整備 計						2,000,000	1,000,000	1,000,000				800,000	400,000	400,000	800,000	400,000	400,000	400,000	400,000			400,000	200,000	200,000						
関連条件整備活動(調査・同意の取付等)				1,000,000	-	1,000,000	500,000	300,000	200,000	1,000	500.00	-	1,000,000	500,000	300,000	200,000	1,000,000	-	1,000,000	500,000	300,000	200,000	1,000	-500.00	-	-1,000,000	-500,000	-300,000	-200,000	
合計						3,000,000	1,500,000	300,000	1,200,000			1,800,000	900,000	300,000	600,000	1,800,000	900,000	300,000	600,000			-600,000	-300,000	-300,000						

(注) 1 幅員は全幅員を記入すること。

2 林業専用道(規格相当)の概要を示す資料として、以下の図を添付すること。

- (1) 施行箇所総括位置図(5万分の1程度の地図を用い、施行箇所に上表の番号を記載すること)
 (2) 施行箇所位置図(熊本県造林事業補助金交付要項に準じて作成することとし、森林計画図等の地形図に施行路線を赤の実線で表示すること。
 なお、起点に「RP」終点に「EP」記入する。また、開拓区段及び開拓面積年度を記入すること。

3. 森林経営計画の欄には、当該計画路線を含む森林経営計画の圃地名を記入すること。

4 施設一体型、補強の別欄は、通常の開設の場合は「通常」、施設一体型の場合は「一体型」、補強の場合は

5 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の事業費等を記入すること。

路網整備の事業実施計画

広域本部等	〇〇〇	事業実施主体	〇〇〇
-------	-----	--------	-----

メニュー① 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業

メニュー②	路網整備	事業種目	森林作業道整備
-------	------	------	---------

(注) 1 開設が間伐等の施業に一定期間先行する場合は、間伐等の施業を行う時期を備考欄に記入すること。

2 森林作業道の概要を示す資料として、以下の図を添付すること。

- (1) 施行箇所総括位置図(5万分の1程度の地図を用い、施行箇所に上表の番号を記載すること)
 (2) 施行箇所位置図(熊本県造林事業補助金交付要項に準じて作成することとし、森林計画図等の地形図に路線を赤の実線で表示すること。なお、起点にBP、終点にEPと記入し、間伐区域及び間伐実施年度を記載すること)

3 開設、補強の別欄は、開設の場合は「開設」、補強の場合は「補強」を記入すること。

4 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の事業費等を記入すること。

別記第3号様式の3(第6条、第8条関係)

年度間伐等森林整備促進対策事業 事業計画(精算)書

広域本部等	事業実施主体	メニュー①	メニュー②	事業種目
〇〇〇〇	〇〇〇〇	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	間伐材生産	森林作業道整備

单位:m、円

- (注)① 本表は、間伐材生産の関連条件整備活動のうち森林作業道整備を実施する場合に作成するものとする。
2 市町村毎に作成すること。
3 整理番号及び枝番は、別記第4号様式の1に記載したものとの一致させること。
4 幅員欄には、車道幅員と路肩幅員を加えたものを記入する。
5 施工方法の欄は、「直営」、「請負」の別を記入すること。
6 事務雜費・工事雜費の額は、事業費に45/1000を乗じて得た額の範囲内とする。
7 補助金額の上限は、路線ごとの開設延長に定額単価(共通仮設費、間接費、工事雜費及び事務雜費を含む。)を乗じた額とする。
8 実行経費及び補助金額の上限を算定するにあたり1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
9 補助金額の欄は、実行経費と補助金額の上限を比較していざか低い方の額の合計とし、千円未満を切り捨てる。
10 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の実行経費等を記入すること。また、精算の場合は、下段に変更後の実行経費等を記入し、上段に実績を記入すること。
11 不要な文字は、抹消すること。

別記第3号様式の4(第6条、第8条関係)

年度間伐等森林整備促進対策事業 事業計画(精算)書

- (注)1 本表は、間伐材生産の関連条件整備活動等のうち③鳥獣害防止施設を実施する場合に作成するものとする。
2 市町村毎に作成すること。
3 整理番号及び枝番は、別記第4号様式の1に記載したものとの一致させること。
4 施工方法の欄は、「直営」、「請負」の別を記入すること。
5 事業量は、対象森林面積及び施行延長を記入すること。
6 補助金額の上限は、事業量(延長)に定額単価を乗じた額とする。
7 実行経費及び補助金額の上限を算定するにあたり1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てること。
8 補助金額の欄は、実行経費と補助金額の上限を比較していずれか低い方の額の合計とし、千円未満を切り捨てること。
9 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の実行経費等を記入すること。また、精算の場合は、下段に変更後の実行経
10 不要な文字は、抹消すること。

別記第3号様式の5(第6条、第8条関係)

年度間伐等森林整備促進対策事業 事業計画(精算)書

広域本部等	事業実施主体	メニュー①	メニュー②	事業種目
○○○○	○○○○	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	路網整備	林業専用道(規格相当)整備

单位:m、箇所、円

整理番号	施行箇所 (市町村)	路線名	施工方法	傾斜区分	施設一体型、補強の別	幅員	事業量		実行経費						補助金額の上限		補助金額	事業期間				主な工種数量	備考		
							延長	箇所数	本体工事費	測量及び試験費	工事雑費	事務雑費	計	1m当たり単価	定額単価	金額	測量及び試験		本体工事						
																			着手日	完了日	着手日	完了日			
1	〇〇〇	〇〇〇	請負	A	一体型	3.5	500.00	-	16,000,000	500,000	1,000	1,000	16,502,000	33,004	32,000	16,000,000	16,000,000	R6.6.1	R6.8.1	R6.9.1	R6.12.1	切土500m3			
								-																	
								-																	
								-																	
								-																	
開設 計							500.00							16,502,000			16,000,000	16,000,000							
1	〇〇〇	〇〇〇	請負	-	補強	3.5	-	1	500,000	100,000	1,000	1,000	602,000	-	-	-	-	R6.6.1	R6.8.1	R6.9.1	R6.12.1	路面工100m			
				-			-							-	-	-	-								
				-			-							-	-	-	-								
				-			-							-	-	-	-								
				-			-							-	-	-	-								
補強 計								1						602,000				1,600,000	602,000						
林業専用道(規格相当)整備 計														17,104,000				17,600,000	16,602,000						
関連条件整備活動(調査・同意の取付)							500.00	-	-	-	-	-	500,000	1,000	2,000	1,000,000	500,000	-	-	R6.9.1	R6.12.1	-			
合計														17,604,000				18,600,000	17,102,000						

- (注)1 本表は、路網整備のうち林業専用道(規格相当)整備を実施する場合に作成するものとする。
 2 市町村毎に作成すること。
 3 施行方法の欄は、「直営」、「共同」、「請負」の別を記入すること。
 4 傾斜区分欄は、A(15度未満),B(15度以上25度未満),C(25度以上)の別を記入すること。ただし、補強の場合は記入を要しない。また、「開設」、「補強」毎に計をとること。
 5 施設一体型、補強の別欄は、通常の開設の場合は「通常」、施設一体型の場合は「一体型」、補強の場合は「補強」を記入すること。
 6 幅員欄には、車道幅員と路肩幅員を加えたものを記入する。
 7 補助金額はの上限は、傾斜区分ごとの作設延長に1メートル当たりの定額単価を乗じた額とする。ただし、補強の場合は、事業実施主体の開設に係る補助金額の合計額の10%以内を補助金額の上限とする。
 8 実行経費及び補助金額の上限を算定するにあたり1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てること。
 9 補助金額の欄は、実行経費と補助金額の上限を比較していずれか低い方の額の合計とし、千円未満を切り捨てること。
 10 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の実行経費等を記入すること。また、精算の場合は、下段に変更後の実行経費等を記入し、上段に実績を記入すること。
 11 不要な文字は、抹消すること。

別記第3号様式の6(第6条、第8条関係)

年度間伐等森林整備促進対策事業 事業計画(精算)書

(注)1 本表は、路網整備のうち森林作業道整備を実施する場合に作成するものとする。

2 市町村毎に作成すること

施工方法の欄は「直営」「請負」の別を記入すること。

「補強」の別を記入すること。また「開設」「補強」毎に計をとること。

4 開設補強の別欄は、「開設」、「補強」の別を記入すること。
5 幅員欄には、車道幅員ヒ路肩幅員を加えたものを記入する。

車両賃料の額には、単車道賃料と路肩賃料を加えたものを記入する。
車両賃料、工具賃料の額は、直接費と併せ販設費と間接費の合計額に45/1000を乗じて得た額の範囲内とする。

事務雜費・工事雜費の額は、直接費と共通仮設費と間接費の合計額に45/1000を乗じて得た額の範囲内とする。実費経費より補て金額の上限を算定するにあたり、甲子港の概算がかかる場合は、その割合を別に算めてよい。

実行経費及び補助金額の上限を算定するにあたり1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

補助金額の上限は、路線ごとの開設延長に定額単価を乗じた額とする。ただし、補強の場合は、事業実施主体が補助金額の半額を支給する。

⁹ 補助金額の欄は、実行経費と補助金額の上限を比較していすれか低い方の額の合計とし、千円未満を切り捨てる。

10 変更の場合は、下段に当初、上段に変更後の実行経費等を記入すること。また、精算の場合は、下段に変更後の実行経費等を記入し、上段に実績を記入すること。

11 不要な文字は、抹消すること。

別記第4号様式(第6条関係)

路網整備における森林整備計画表

広域本部等	事業実施主体	メニュー①	メニュー②
○○○○	○○○○	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	路線整備

(注)1 本表は、路網整備を実施する場合に作成するものとする。

2 路線毎に作成にすること。

3 区分欄には、林業専用道(規格相当)又は森林作業道の別を記入する。

4 作業種欄には、間伐、植栽、下刈り等を記入する。

森林経営計画が作成されていない場合は、森林経営

5 森林経営計画が作成されていない場合は、森林経営計画の対象となる時期を備考欄に記入すること。
6 適用行を追加すること。

6 適宜行を追加すること。

年 第 月 号
日

熊本県知事 様

住所	熊本市水前寺六丁目18-1
(申請者)	
氏名	株○○ 代表取締役 ○○○○

年度 間伐等森林整備促進対策事業の補助金交付決定前着手承認申請書

このことについて、 年度事業実施計画に基づき、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条及び熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第7条第2項の規定に基づき申請します。

記

1 着手の理由

2 着手の計画

事業種目	事業量 (ha、m、箇所)	事業費 (円)	予定事業期間		直営 共同 請負 の別	備考
			着手 年月日	完了 年月日		
林業専用道(規格相当)(施設一体型)整備	100.00m	1,000,000	R6.6.1	R6.6.2	請負	

(注) 1 路網整備にあっては、1行に1路線を記入することとし、適宜行を追加すること。また、備考欄に路線名を記入すること。

2 着手の条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これの損失は事業実施主体が負担する。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

別記第6号様式(第7条第3項関係)

第 年 月 号
年 月 日

熊本県知事 様

住所 熊本市水前寺六丁目18-1

(申請者)

氏名 株○○
代表取締役 ○○○○

年度 間伐等森林整備促進対策事業 林業専用道整備(規格相当)進捗状況報告(月分)

のことについて、月末時点の進捗状況を下記のとおり報告します。

記

(単位:m、円)

路線名	延長	事業費	補助金	契約日 (契約予定)	工期	契約額	進捗 (%)	支払済額	請負者	備考
○○○	1,000.00	1,000,000	500,000	R6.6.1	始 終 変 R6.6.2 R6.11.30	500,000	20	300,000	○○○	
					始 終 変					
					始 終 変					
					始 終 変					
					始 終 変					
合計	1,000.00	1,000,000	500,000			500,000		300,000		

別記様式第7号(第7条第4項関係)

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

(申請者) 住所 熊本市水前寺六丁目18-1
氏名

(株)○○
代表取締役 ○○○○

年度 間伐等森林整備促進対策事業(林業専用道(規格相当)整備)着工協議書

年 月 日付け森整第 号で交付決定のあったことについて、下記のとおり本体工事に着工したいので、熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領第7条第4項の規定に基づき協議します。

記

路線名	幅員 (m)	作設延長 (m)	設計額 (円)	単価 (円/m)	予定期	直営 共同 請負 の別	備考
○○○	3.0	1,000.00	1,000,000	1,000	R6.6.1～R6.11.30	直営	
計		1,000.00	1,000,000				

(添付書類)

- 1 設計書図書
- 2 林業専用道チェックリスト(別記第9号様式の1)

別記第7号様式の1(第7条第4項関係)

林業専用道チェックリスト

路線名 :

場所(林小班) :

確認月日 : 年 月 日

確認者 :

区分	チェック項目	確認	備考(検討・改善事項が必要な測点番号、意見・理由等)
1 路線選定	① 森林施業ポイントや将来の森林作業道との分岐点等を考慮して選定されているか(森林へのアクセス機能が確保されているか) ② 地形・地質の安定している箇所を通過するように選定されているか ③ 線形は地形に沿った屈曲線形、波形勾配などになっているか(直線区間が長すぎないか) ④ 抵触量の大きい小半径の曲線が連続していないか(地形条件に応じた曲線半径が適切か) ⑤ 長大な切土及び盛土の区間が連続していないか ⑥ 切土、盛土の土工量が均衡かつ最小のものとなっているか ⑦ 土構造を基本とし、擁壁等の工作物の設置は、できるだけ抑制しているか ⑧ 沢の横断をできる限り回避する線形となっているか ⑨ 支障木の伐倒幅は必要最小限となっているか ⑩ 傾斜区分は当初計画のとおりか		
2 規格・構造	① 車道幅員や路肩副員は適切か ② 屈曲部については、抵触量、土工量、工作物の設置など現地の状況を踏まえ、設計されているか ③ 線形勾配は、路面侵食等を防止するためにできる限り緩勾配とするよう設計されているか ④ 線形勾配が急な場合は、路面侵食等を防止できる構造となっているか ⑤ 山土場などの林業作業用施設は、沿線の森林施業の状況、森林作業道の分岐点等を考慮して設けられているか ⑥ 交通安全施設等を設置する場合は必要最小限のものとなっているか		
3 数量計算	数量計算は、設計図等に基づき、設計積算等に必要な工種・工法等別の数量が算出されているか		
4 切土	① 切土のり面勾配は土質条件に応じた適切な勾配となっているか ② 切土のり面勾配を標準としない場合、その理由は適切か ③ 切土のり面整形を行う場合、その理由は適切か		
5 盛土	① 盛土のり面勾配は適切な勾配となっているか ② 盛土のり面勾配を標準としない場合、その理由は適切か		
6 残土	① 残土の発生を抑制しているか ② 残土処理の箇所及び方法は適切か		
7 法面保護工	① 切土のり面の保護工を行う場合、その理由は適切か ② 切土のり面保護工を実施する場合の工法は適切なものを選定しているか ③ 盛土のり面の保護工を行う場合、その理由は適切か ④ 盛土のり面保護工を実施する場合の工法は適切ものを選定しているか		
8 路盤工	① 路盤厚は、路床の強度、既往の実績等を基に決定されているか ② 路盤材は、適切な材料が選択されているか ③ 現地発生材を有効に活用しているか(使用しない場合の理由は適切か) ④ 急勾配のため路面侵食が発生するおそれがある場合、路面の安定処理を行う設計となっているか		
9 構造物の選定	① 構造物を設置する場合は、地形・地質等からみて適切か ② 構造物を設置する場合は、コスト比較等を行い適切な工種・工法が選定されているか ③ 檜工等の設計は、木製の工種・工法が検討されているか		
10 排水施設	① 排水は、波形線形等による地形条件を利用した分散処理する設計となっているか ② 横断排水工の設置場所、設置間隔は適切に選定されているか ③ 横断排水工は、簡易な資材等により設計されているか ④ 側溝を設置する場合は、渠場の設計となっているか ⑤ 排水先は洗掘防止等の対策をとっているか		
11 その他	森林法、河川法等の関係諸法令に係る必要な手続きが認識されているか		

(注)1 確認欄は、チェック項目(林業専用道作設指針(案))に沿っているかを確認し「」を記入する。項目の該当がない場合は「-」を記入する。

2 備考欄には、指針に沿っている場合のほか、一部沿っている場合、沿っていない場合等の内容や改善方法等を記入する。

3 各区分におけるチェック項目は、必要に応じて適宜追加する。

別記様式第8号(第7条第5項関係)

番
年 月
号
日

事業実施主体名 様

熊本県知事 印

年度間伐等森林整備促進対策事業(林業専用道(規格相当)整備)着工承認通知書

年 月 日付け 第 号で協議のあったことについて承認します。
つきましては、関係規程に基づき適正に事業を実施してください。

間伐等森林整備促進対策事業完了報告書
(事業の内容及び経費の配分)
事業完了総括表

事業実施主体:

メニュー①	メニュー②	事業種目	施行市町村	事業量	事業費				事業期間	
					計	補助金額 (国費)	市町村費	その他	着手年月日	完了年月日
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	1 間伐材生産	(1)間伐材の生産	○○○	1.00ha	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				搬出間伐材積 うち対象施設への供給量	1,000 m ³					
				1.000 m ³						
				小計	1.00ha	3,000	1,000	1,000		
		(2)関連条件整備活動	①森林調査及び同意取付け	1.00ha	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				○○○	1.00ha	3,000	1,000	1,000		
				小計	1.00ha	3,000	1,000	1,000		
		②森林作業道整備	○○○	1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1m	3,000	1,000	1,000		
		③鳥獣害防止施設の整備	○○○	1.00ha 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1.00ha 1m	3,000	1,000	1,000		
		計			12,000	4,000	4,000	4,000		
2 路網整備	①林業専用道(規格相当)整備	①林業専用道(規格相当)整備	○○○	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000		
		②林業専用道(規格相当)整備(施設一体型)	○○○	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000		
		③林業専用道(規格相当)整備(補強)	○○○	1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000		
		④関連条件整備活動	○○○	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1.00m	3,000	1,000	1,000		
	(2)森林作業道整備	①森林作業道整備	○○○	1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1m	3,000	1,000	1,000		
		②森林作業道整備(補強)	○○○	1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○
				小計	1路線 1箇所	3,000	1,000	1,000		
	(3)関連条件整備活動	○○○	1路線 1m	3,000	1,000	1,000	1,000	RO.○.○	RO.○.○	
			小計	1路線 1m	3,000	1,000	1,000			
	計				21,000	7,000	7,000	7,000		
	合計				33,000	11,000	11,000	11,000		

注1 メニュー①の欄には、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業」、「花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策事業」、「林業・木材産業循環成長対策事業」の別を記入すること。

2 事業内容等の欄には、間伐材の生産、同意取付け及び鳥獣害防止施設はその面積を、林業専用道(規格相当)及び森林作業道は路線数と開設延長を、補強は路線数と箇所数を記入すること。

3 面積(ha)及び林業専用道の延長(m)は小数第2位、森林作業道の延長(m)及び鳥獣害防止施設の延長(m)は整数止め(小数点以下切捨て)、材積は小数第3位まで記入すること。なお、他の様式も同様とする。

別記第10号様式(第9条第3項関係)

番
年 月 日
号

熊本県知事 様

住所
(申請者)
氏名

間伐等森林整備促進対策事業事業中間検査依頼書

年 月 日付け森整第 号で交付決定のありました間伐等森林整備促進対策事業について、別添の事業箇所については現地施業を完了しましたので、間伐等森林整備促進対策事業実施要領第9条第3項の規定に基づき中間検査をお願いします。

記

提出書類

- 1 事業実施完了総括表(別記第11号様式)
- 2 事業精算書(別記第4号様式)
- 3 事業着手前及び事業完了後の写真(遠景及び近景写真)

別記第11号様式（第9条第2項関係）

〇〇 年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査復命書

〇〇 年 月 日から〇〇 年 月 日まで、〇〇 年度 間伐等森林整備促進対策事業のしゅん工(中間)検査を下記のとおり実施しましたが、その結果については、別紙検査調書(別紙検査野帳)のとおりでしたので、復命します。

記

メニュー①	メニュー②	事業種目	現地検査件数			書類検査(申請)				備 考
			抽出	全筆	計	件数	間伐面積 (ha)	森林調査及び 同意取り付け (ha)	森林作業道 整備 (m)	
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	間伐材生産	間伐材の生産	1	1	2	2	2.00	2.00	1,000	1,000
					0					
					0					
					0					
					0					
					0					
					0					
合 計			1	1	2	2	2.00	2.00	1,000	1,000

〇〇 年 月 日

検査員 職名

氏名

印

熊本県知事

様

※ 検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

別記第12号様式の1(第9条第1項、第2項関係)

年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査調書

別記第12号様式の2(第9条第1項、第2項関係)

年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査調書

広域本部等

事業実施主体 ○○○

メニュー① 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業

メニュー② 間伐材生産

事業種目 関連条件整備活動(森林調査及び同意取付け)

単位:ha、円

別記第12号様式の3(第9条第1項、第2項関係)

年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査調書

広域本部等

事業実施主体 ○○○

メニュー① 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業

メニュー② 路網整備

事業種目	森林作業道整備(関連条件整備活動)
------	-------------------

单位:m、円

別記第12号様式の4(第9条第1項、第2項関係)

年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査調書

別記第12号様式の5(第9条第1項、第2項関係)

年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査調書

広域本部等	〇〇〇	事業実施主体	〇〇〇
-------	-----	--------	-----

メニュー① 国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業

メニュー②	間伐材生産	事業種目	鳥獣害防止施設の整備
-------	-------	------	------------

单位:ha、m、田

別記第12号様式の6(第9条第1項、第2項関係)

年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査調書

広域本部等	事業実施主体	メニュー①	メニュー②	事業種目
○○○○	○○○○	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	路網整備	森林作業道整備

单位:m、箇所、円

年度 間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査野帳

事業実施主体	○○○○		確認	○	施行市町村	○○○○		確認	○
メニュー①	国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業		確認	○	メニュー②	間伐材生産		確認	○
整理番号	1		確認	○	枝 番	1		確認	○
林班	25	林班	確認	○	小 班	1	小班	確認	○
事業実施者	○○○○		確認	○	森林所有者	○○○○		確認	○
作業種類	間伐材の生産		確認	○	樹 種	スギ・ヒノキ		確認	○
林 齢	年		確認	○	実面積	10.00	ha	確認	○
実施率	90%		確認	○	搬出間伐面積	9.00	ha	確認	○
間伐前成立本数	1,000	本／ha	確認	○	伐採本数	300	本／ha	確認	○
間伐の方法	列状		確認	○	搬出方法	車両系		確認	○
搬出材積・haあたり	1,000.000m ³	100m ³ /ha	確認	○	防護柵種類・延長	スカート付き	100m	確認	○
森林経営計画	R5-1		確認	○	森林経営計画作成予定期	-		確認	-
社会保険等率	21.0	%	確認	○	現場監督率	18.0	%	確認	○
検査年月日	年 月 日				備 考			確認	
検査員	職 名	参事	氏名	○○ ○○					
立会人									
検 査 記 錄									
間 伐	間伐の適否		確認	適	間伐方法の適否		確認	適	
	搬出方法の適否		確認	適	適用材積の適否		確認	適	
	伐採率	30%	確認	適			斜線		
防護柵	防護柵設置の適否		確認	適	防護柵種類の適否		確認	適	
	被害状況の適否		確認	一			斜線		
備 考									

※ 検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

年度間伐等森林整備促進対策事業しゅん工(中間)検査野帳(森林作業道)

事業実施主体	○○○○○		確認	○	施行市町村	○○○		確認	○	
メニュー①	花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策事業		確認	○	メニュー②	間伐材生産		確認	○	
整理番号	1		確認	○	枝 番	1		確認	○	
路線名	○○○○線								確認	○
起点林班	1	林班	起点小班		12		小班	確認	○	
終点林班	10	林班	終点小班		33		小班	確認	○	
事業実施者	○○○○○		確認	○	森林所有者	○○ ○○		確認	○	
作業種類	開設		確認	○	直営請負の別	直営		確認	○	
延長	100	m	確認	○	幅員	3.0	m	確認	○	
森林經營計画等	R5-1		確認	○	森林經營計画 作成予定期	—		確認	—	
検査年月日	年 月 日									
検査員	職名	参事	氏名	○○ ○○						
立会人	○○○○○森林組合 職名 ○○ 氏名 ○○ ○○									
検査記録										
(1)路体検測結果										
項目	検査地点及び検査結果				項目					
1 延長 (測点間距離)	No2～No3 確認 適				(曲線半径)					
2 幅員 法長 法勾配	No2 No2 No2 確認 適				3 縦断勾配	No2～No3 確認				
(2)工種別検査結果					(3)構造物の検査結果					
工種	検査地点及び検査結果				1 さく孔					
1 法面整理 (綠化工)	No2 確認 適				2 裏堀					
2 敷砂利	No2～No3 確認 適				3 拔石					
3 石積工	 確認 適				4 根堀					
4 簡易土留工	 確認 適				5 反発強度					
5 排水工	 確認 適				6					
6 かご工等	 確認 適				7					
7	 確認 適									
備考										

※ 検査員の欄については、署名又は記名押印とする。

間伐等森林整備促進対策事業実績書
(事業の内容及び経費の配分)
総括表

事業実施主体名:

(単位:円、ha、m、路線、箇所)

メニュー①	メニュー②	事業種目	施行市町村	事業量	事業費				事業期間	
					計	補助金額 (国費)	市町村費	その他	着手年月日	完了年月日
国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業	1 間伐材生産	(1) 間伐材の生産 搬出間伐材積 うち対象施設への供給量	m3	1.00ha	1,100	500	100	500		
				1.00ha	1,100	500	100	500		
				1.00ha	1,100	500	100	500	RO.O.O	RO.O.O
		(2) 関連条件整備活動	① 森林調査及び同意取付け	小計	1.00ha	1,100	500	100	500	
				1.00ha	1,100	500	100	500		
				1.00ha	1,100	500	100	500	RO.O.O	RO.O.O
		② 森林作業道整備		小計	1.00ha	1,100	500	100	500	
				1路線 1m	1,100	500	100	500		
				1路線 1m	1,100	500	100	500	RO.O.O	RO.O.O
		③ 鳥獣害防止施設の整備		小計	1路線 1m	1,100	500	100	500	
				1路線 1m	1,100	500	100	500	RO.O.O	RO.O.O
				1路線 1m	1,100	500	100	500		
2 路網整備	2 路網整備	(1) 林業専用道 (規格相当)整備		計		4,400	2,000	400	2,000	
					4,400	2,000	400	2,000		
					4,400	2,000	400	2,000		
				小計	1路線 1.00m	1,100	500	100	500	
					1路線 1.00m	1,100	500	100	500	RO.O.O
		② 林業専用道 (規格相当)整備 (施設一体型)		小計	1路線 1.00m	1,100	500	100	500	
					1路線 1.00m	1,100	500	100	500	
				小計	1路線 1.00m	1,100	500	100	500	
					1路線 1.00m	1,100	500	100	500	RO.O.O
				小計	1路線 1.00m	1,100	500	100	500	
					1路線 1.00m	1,100	500	100	500	RO.O.O
		③ 林業専用道 (規格相当)整備 (補強)		小計	1路線 1箇所	1,100	500	100	500	
					1路線 1箇所	1,100	500	100	500	
				小計	1路線 1箇所	1,100	500	100	500	RO.O.O
					1路線 1箇所	1,100	500	100	500	
				小計	1路線 1箇所	1,100	500	100	500	
					1路線 1箇所	1,100	500	100	500	
		④ 関連条件整備活動		小計	1路線 1.00m	1,100	500	100	500	
					1路線 1.00m	1,100	500	100	500	
				小計	1路線 1.00m	1,100	500	100	500	
					1路線 1.00m	1,100	500	100	500	RO.O.O
				小計	1路線 1.00m	1,100	500	100	500	
					1路線 1.00m	1,100	500	100	500	RO.O.O
		(2) 森林作業道整備		小計	1路線 1m	1,100	500	100	500	
					1路線 1m	1,100	500	100	500	
				小計	1路線 1m	1,100	500	100	500	
					1路線 1m	1,100	500	100	500	RO.O.O
				小計	1路線 1m	1,100	500	100	500	
					1路線 1m	1,100	500	100	500	RO.O.O
		(2) 森林作業道整備 (補強)		小計	1路線 1箇所	1,100	500	100	500	
					1路線 1箇所	1,100	500	100	500	
				小計	1路線 1箇所	1,100	500	100	500	
					1路線 1箇所	1,100	500	100	500	
				小計	1路線 1箇所	1,100	500	100	500	
					1路線 1箇所	1,100	500	100	500	
		(3) 関連条件整備活動		小計	1路線 1m	1,100	500	100	500	
					1路線 1m	1,100	500	100	500	
				小計	1路線 1m	1,100	500	100	500	
					1路線 1m	1,100	500	100	500	RO.O.O
				小計	1路線 1m	1,100	500	100	500	
					1路線 1m	1,100	500	100	500	RO.O.O
		合計		計		7,700	3,500	700	3,500	
						7,700	3,500	700	3,500	
				合計		12,100	5,500	1,100	5,500	

注1 メニュー①の欄には、「国際競争力・木材供給基盤強化対策等事業」、「林業・木材産業循環成長対策事業」の別を記入すること。

2 事業内容等の欄には、間伐材の生産、同意取付け及び鳥獣害防止施設はその面積を、林業専用道(規格相当)及び森林作業道は路線数と開設延長を、補強は路線数と箇所数を記入すること。

3 面積(ha)及び林業専用道の延長(m)は小数第2位、森林作業道の延長(m)及び鳥獣害防止施設の延長(m)は整数止め(小数点以下切捨て)、材積は少数第3位まで記入すること。なお、他の様式も同様とする。

4 繰越の場合は、上段に全体、中段に当年度内執行分、下段に繰越分を記入すること。

メニュー	事業種目	事業量 ha,m、路線、箇所	総事業費 円	補助金額(A) 円	既受領額(B)		今回請求額(C)		残高(A)-(B+C) 円	事業完了 予定期日
					補助金額 円	出来高 %	補助金額 円	出来高 %		
花粉の 少ない 森林へ の転換 促進緊 急総合 対策事 業	1 間伐材生産									
	(1) 間伐材の生産	1,000.00ha	1,000,000	500,000	300,000	60%	200,000	40%		R○.○.○
	(2) 関連条件整備活動	①森林調査及び同意取り付け	2.00ha							
		②森林作業道整備	1路線 1,000m							
		③鳥獣害防止施設の整備	1,000.00ha 1,000m							
	計			1,000,000	500,000	300,000	60%	200,000	40%	
	2 路網整備									
	(1) 林業専用道(規格相当)整備	①林業専用道(規格相当)整備	1路線 1,000.0m							
		②林業専用道(規格相当)整備 (施設一体型)	1路線 1,000.0m							
		③林業専用道(規格相当)整備 (補強)	1路線 1箇所							
		④関連条件整備活動	1路線 1,000.0m							
	(2) 森林作業道整備	①森林作業道整備	1路線 1,000m							
		②森林作業道整備 (補強)	1路線 1箇所							
		③関連条件整備活動	1路線 1,000m							
合 計				1,000,000	500,000	300,000	60%	200,000	40%	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
職名 氏名

別記第16号様式の1(第13条第3項関係)

林業専用道台帳										索引番号					
										総括表		路線名			
(林道台帳準用第2号様式の1)															
台帳整理番号	林道網記入番号		台帳登載年月日		年 月 日			林道管理者名							
路線名	幹、支、分線名		基幹道、管理道、専用道、施業道別	種類及び区分	奥地、その他別	国有林林道との関係 併用林道協定の有無		位			置				
幹 線 名	基 幹 道 管 理 道 專 用 道 (規格相当) 施 業 道	支線 分線	自動車道 2 級 輕 車 道	奥 地 そ の 他	有 無	起 点									
					峰越連絡林道の維持管理、災害復旧等の協定の有無										
					有 無	終 点									
					過疎市町村名		振山市町村名	半島市町村名							
					指定年月日	年 月 日	指定年月日	年 月 日	指定年月日	年 月 日					
					全 体 計 画					利 用 区 域 内 の 状 況					
年 度 現 在	総延長 (m)	現況及び計画		地 森 林 計 画	城 市 森 林 計 画 (森林經營計画 (森林施業計画))	利 用 区 域 内 の 森 林 資 源						その他の面積		利 用 区 域 内 の 森 林 資 源 の う ち 法 令 に 基 づ く 制 限 等 の 区 分 及 び 面 積	
		幅員 (m)	延長(m)			区分	面 積 (ha)			蓄積 (m ³)			区分	面積	区分
現況	計画		針葉樹	広葉樹	計		針葉樹	広葉樹	計						
					民 有 林										
					(分 収 造 林) 国 有 林										
					官 行 造 林										
					計										
接続道路の状況										利 用 区 域 内 の 人 家 等			交 通 災 害 保 険 加 入 状 況		
起 点 側 接 続 道 路					終 点 側 接 続 道 路					人 家 (戸)		保 険 の 種 類			
路線名	幅員(m)	延長(km)	道路の種類	管理者名	路線名	幅員(m)	延長(km)	道路の種類	管理者名	公共用建物 (箇所)		保 険 会 社 の 名 称			
										その他		加入年月日	平成 年 月 日		
摘 要		利用伐期齢以上の立木の蓄積 : m ³													

※この台帳は、民有林林道台帳について(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)を準用した様式であるため、作業道として作設する林業専用道(規格相当)については、該当する項目について記載すること。

別記第16号様式の2(第13条第3項関係)

(林道台帳準用第3号様式)

林業專用道台帳

経過表

別記第16号様式の3(第13条第3項関係)

(林道台帳準用第4号様式の1)

林業専用道台帳

平面見取図

索番	引号
路線名	○○○○線

市町村管内図程度の縮尺の図面に台帳に記載する林道を表示した図面を添付する。

別記第16号様式の4(第13条第3項関係)

(林道台帳準用第5号様式)

林業専用道台帳

平面図

索番	引号
路線名	○○○○線

最終設計の平面図を添付する。

台帳整理番号:

図面番号 :

作成年月日:

作成者 :

別記第17号様式(第13条第8項関係)

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

間伐等森林整備促進対策事業により取得した施設の増改築等について(協議)
年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した施設について、下記のとおり増改築したいので協議します。

記

1 事業実施主体

2 増改築しようとする理由

3 増改築の内容

(1)取得施設

取得年月日	事業種目	事業内容			事業費 (千円)	交付金額 (千円)	備考
		工種又は 施設区分	構造又は 規模	数量			

(2)増改築の計画

増改築の内容	増改築 の予定 年月日	事業内容			事業費 (千円)	備考
		工種又は 施設区分	構造又は 規模	数量		

- (注) 1 増改築の内容は、増築、改築、模様替え、移転等に分けて記載すること。
2 増改築の計画図面等を添付すること。

別記第18号様式(第13条第9項関係)

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長名

間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設の処分について(申請)

年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設について、下記のとおり処分したい
ので承認されたく申請します。

記

1 事業主体

2 処分しようとする理由

3 処分の内容

(1) 取得機械施設

取 得 年月日	事業種目	事 業 内 容			事業費 (千円)	交付金額 (千円)	備 考
		工種又は 施設区分	構造又は 規 模	数 量			

(2) 処分計画

処 分 内 容	処 分 予 定 年月日	処 分 の 相 手 方	事 業 内 容			事 業 費 (千円)	処 分 価 格 (千円)	備 考
			工種又は 施設区分	構造又は 規 模	数 量			

(注) 処分内容は、更新、譲渡、交換、貸付け、担保等に分けて記載すること。

別記第19号様式(第13条第9項関係)

番 号
年 月

熊本県知事 様

市町村長名

間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設の処分について
年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設について、下記のとおり処分するのでお届けします。

記

1 事業主体

2 処分しようとする理由

3 処分の内容

(1) 取得機械施設

取 得 年月日	事業種 目	事 業 内 容			事業費 (千円)	交付金 (千円)	備 考
		工種又は 施設区分	構造又は 規 模	数 量			

(2) 処分計画

処 分 内 容	処 分 予 定 年月日	処分の 相手方	事 業 内 容			事 業 費 (千円)	処分価 (千円)	備 考
			工種又は 施設区分	構造又は 規 模	数 量			

(注) 処分内容は、更新、譲渡、交換、貸付け、担保等に分けて記載すること。

別記第20号様式(第13条第11項関係)

番 号
年 月
日

熊本県知事 様

市町村長名

年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設の災害報告
について
年度間伐等森林整備促進対策事業により取得した機械施設が、(災害の原因)により被災した
ので報告します。

記

1 被災施設の概要

(1) 事業種目

(2) 事業主体名

(3) 施設の所在地

(4) 構造及び規模

(5) 事業費(全体事業費及び交付額)

(6) 取得年月日

2 災害の概要

(1) 災害の原因

(2) 被災の程度及び被害額

3 復旧計画等

(1) 応急措置

(2) 復旧計画

(注) 1 被害額は、施設等の再取得価額又は復旧額を記載すること。

2 復旧計画は、復旧に要する資金の取得方法(自己資金、融資、補助等)や復旧
が完了する見込みの時期等を記入すること。

3 被害状況写真を添付すること。

別記第21号様式（別表2関係）

年　　月　　日

熊本県知事　　様

住所
(申請者)
氏名

誓約書

○○○○（申請者）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

別記第22号様式(第8条第1項関係)

第
年 月 日

熊本県知事 様

住所
(申請者)

氏名

〇〇 年度間伐等森林整備促進対策事業 完了届
〇〇 年 月 日付け森整第 号で補助金交付決定のありました間伐等森林整備促進対策事業について、事業を完了しましたので、間伐等森林整備促進対策事業実施要領第8条第1号の規定に基づき届け出ます。

記

(添付資料)

- (1)事業完了総括表(別記第9号様式)
- (2)事業精算書(別記第3号様式)
- (3)着手前、完了後の写真

別記第23号様式の1

環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）

事業実施主体名		提出時期
記入年月日		申請時（します）□ 報告時（しました）□

	チェック	(1) 適正な施肥 ※ 種苗生産を行う場合（該当しない □）
①	□	肥料の適正な保管
②	□	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	(2) 適正な防除 ※ 農薬を使用する場合（該当しない □）
③	□	農薬の適正な使用・保管
④	□	農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	(3) エネルギーの節減
⑤	□	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	□	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない □）
⑦	□	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	□	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	□	未利用材の有効活用を検討

	チェック	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	□	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める

	チェック	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪	□	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	□	関係法令の遵守
⑬	□	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	□	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：(1)、(2)又は(4)の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

別記第23号様式の2

環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

事業実施主体名		提出時期
記入年月日		申請時（します） <input type="checkbox"/> 報告時（しました） <input type="checkbox"/>

	チェック	(1) エネルギーの節減
①	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
③	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	(2) 悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）
④	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(3) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑤	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑥	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討

	チェック	(4) 生物多様性への悪影響の防止
⑦	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）
⑧	<input type="checkbox"/>	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※ 特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）

	チェック	(5) 環境関係法令の遵守等
⑨	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑩	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑪	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑫	<input type="checkbox"/>	機械等の適切な整備と管理に努める（該当しない <input type="checkbox"/> ）
⑬	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：(2)、(4)の⑦若しくは⑧又は(5)の⑫に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）

事業者向け チェックシート

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (　を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他()
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		:実施 × :実施していない :今後、実施予定 - :該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-	関係法令等を遵守する。	

具体的な事項		:実施 ×:実施していない :今後、実施予定 -:該当しない
1-(2)-	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようする。	
1-(4)-	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		
		:実施 × :実施していない :今後、実施予定 - :該当しない
1-(5)-	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-	事故により従事者が作業に従事できなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	